

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

公表日

平成29年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とするものである。</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。(同法38条)</p> <p><市町村が取り扱う事務></p> <p>①法定受託事務 年金生活者支援給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあったときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支援給付金受給資格者又は年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関して必要な情報の提供を行う事務。</p> <p>②市町村長が行うこととされた事務 第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理等の事務。(政令で規定する予定)</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の95項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第69条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供はしない。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二 117項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	医療保険部保険年金課
②所属長	菅野 匡彦

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課 電話042-620-7238
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

